

【事業者の皆様】 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金のお知らせ

町では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格や物価の高騰による経済的負担を軽減するため、町内の事業者に対し、茨城町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の給付を実施します。

▶ **支援金額** 一律 **3万円**（申請期間内の支援金の給付は1事業者につき1回限りです。）

▶ **給付対象** 下記の①～⑥の要件をすべて満たす方

- ①町内に事業所を有する中小企業者等または町内に住所を有する個人事業者であること（農林水産業を除く）。
- ②令和7年12月以前に事業を開始しており、今後も事業を継続する意思を有すること。
- ③本支援金の申請日までに到来した納期限の町税を完納していること。
- ④茨城町暴力団排除条例（平成24年茨城町条例第1号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。
- ⑤政治団体、宗教上の組織または団体（法人も含む）ではないこと。
- ⑥大企業が資本金の2分の1以上を所有していない、または役員のうち2分の1以上を占めていないこと。

▶ **申請期間** **5月11日(月)～7月31日(金)**（当日消印有効）

▶ **申請方法** 郵送または商工観光課（2階14番窓口）に直接持参

※詳しくは、町ホームページをご確認ください。⇨



【問合せ先】 商工観光課 商工観光グループ ☎ 029-240-7124（直通）

まだ申請されていない戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金が支給されます

▶ **請求期間** 令和7年4月1日～令和10年3月31日まで

▶ **支給対象者** 令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族の方お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時の生計関係の有無などにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上、戦没者等と生計関係を有していた方に限ります。

▶ **支給内容** 額面27万5千円、5年償還の記名国債

▶ **請求窓口** 社会福祉課（1階2番窓口）

▶ **留意事項** ○特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
○期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。
請求手続きなど詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

令和8年度（保存版）母子保健事業のご案内

場所：茨城町総合福祉センター
「ゆうゆう館」

～お子さんの健やかな成長・発達のために幼児健診を受けましょう。対象者には、個人通知でお知らせします。～

3～4か月児 育児相談	4/15		6/17		8/19		10/21		12/16		2/17
対 象	R7.12.1 ～ R8.1.31生		R8.2.1 ～ 3.31生		R8.4.1 ～ 5.31生		R8.6.1 ～ 7.31生		R8.8.1 ～ 9.30生		R8.10.1 ～ 11.30生
ごっくん 教室	4/24		6/26		8/28		10/23		12/18		2/26
対 象	R7.10.1 ～ 11.30生		R7.12.1 ～ R8.1.31生		R8.2.1 ～ 3.31生		R8.4.1 ～ 5.31生		R8.6.1 ～ 7.31生		R8.8.1 ～ 9.30生
8～9か月児 育児相談		5/20		7/15		9/16		11/18		1/20	3/17
対 象		R7.8.1 ～ 9.30生		R7.10.1 ～ 11.30生		R7.12.1 ～ R8.1.31生		R8.2.1 ～ 3.31生		R8.4.1 ～ 5.31生	R8.6.1 ～ 7.31生
1歳6か月児 健診		5/7		7/9		9/10		11/12		1/14	3/11
対 象		R6.9.1 ～ 10.31生		R6.11.1 ～ R7.1.10生		R7.1.11 ～ 3.1生		R7.3.2 ～ 5.15生		R7.5.16 ～ 7.9生	R7.7.10 ～ 8.31生
2歳児 歯科検診	4/16		6/11		8/20		10/22		12/10		2/25
対 象	R5.12.1 ～ R6.1.31生		R6.2.1 ～ 4.19生		R6.4.20 ～ 6.5生		R6.6.6 ～ 7.8生		R6.7.9 ～ 10.15生		R6.10.16 ～ 11.30生
3歳児 健診		5/26	6/23	7/28		9/29		11/17	12/22	1/12	2/16
対 象		R4.10.1 ～ 11.10生	R4.11.11 ～ 12.18生	R4.12.19 ～ R5.2.1生		R5.2.2 ～ 4.1生		R5.4.2 ～ 6.1生	R5.6.2 ～ 7.12生	R5.7.13 ～ 8.16生	R5.8.17 ～ 9.30生
5歳児 健診		5/21	6/25		8/6	9/3	10/15		12/17	1/28	3/4
対 象		R3.4.1 ～ 5.20生	R3.5.21 ～ 6.29生		R3.6.30 ～ 8.22生	R3.8.23 ～ 9.25生	R3.9.26 ～ 11.9生		R3.11.10 ～ 12.25生	R3.12.26 ～ R4.2.8生	R4.2.9 ～ 4.1生

妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポートします！

～茨城町の子育てのことなら、なんでもご相談ください～



安心して出産や子育てができるよう、皆さんからの相談に対して、母子保健と児童福祉の両面から、必要な情報・サービスの提供など、切れ目ない支援を行います。不安な気持ちをため込まず、まずはご相談ください。

こども家庭センター

母子保健事業

妊娠期から子育て期を、保健師、助産師、看護師が切れ目なく支援します。

- 【主な支援】
- 妊娠届出、母子健康手帳の交付
 - パパママ教室
 - 産後ケア事業
 - 乳幼児健康診査・育児相談等

家庭児童相談

18歳までのお子さんや子育て家庭の心配事に応じて、家庭児童相談員、保健師が支援します。

- 【主な支援】
- 家庭相談
 - 児童虐待
 - ヤングケアラー支援
 - 子育て短期支援事業

子育て支援センター

未就学児までのお子さんを対象に、寄り添い支援していきます。

- 【主な支援】
- イベントの開催
 - 子育てセミナー
 - 子育て相談



【問合せ先】 こども課 こども家庭センター ☎ 029-240-7129（直通）